山形県西置賜郡白鷹町大字十王
字横屋敷山　五七〇一番一
五七〇一番八
五七〇一番二
五七〇二番三
一号から四号まで
五号及び六号
七号
八号から十二号まで
十三号から十五号まで
十六号
十七号及び十八号
十九号及び二十号

六(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不動沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号を結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原
字大森　一一一一番一〇
一一一一番四
一一一三番一三
一一一四番二
一一一四番一
一二四八番一一
一二五〇番四
一二五〇番三
一二四四番七
一二一一八番三
一二一一八番六
地先水路敷
一二一五番一
一二一五番二
一二一番一
九六二番一
九六三番一
九六三番五
一号
二号から四号まで
五号及び六号
七号
八号
九号及び十号
十一号
十二号
十三号
十四号
十五号
十八号及び二十一号
二十二号
十六号及び十七号
十九号
二十号

七(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梨木沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線（標柱一号と標柱十六号については、平成二十七年国土交通省告示第千百十一号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県長井市小出
字金井神宅三　三三五八番　一号
二号及び三号
三六〇九番一　三六一一番一　四号から七号まで
三六〇四番一　八号から十五号まで
三六〇六番一　十六号

八(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大杉沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤
字杉之沢　八四番　一号
五号及び六号
七六・七七番二・七八番二合併　七号
七四番乙　八号
七三番　二号
八三七五番二　三号及び四号
八三七二番　九号
八三六九番一　十号
八三七〇番　十一号から十三号まで
八三七六番一

○国土交通省告示第三十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十九日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1385	時刻歴応答解析方法を用いて検証する『北4東6周辺地区市街地再開発事業南街区計画北棟』の構造方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	北4東6周辺地区市街地再開発組合 理事長 大槻　博	北海道札幌市中央区北3条東5丁目354番2北ガス不動産ビル3階	平成29年1月10日
1386	時刻歴応答解析方法を用いて検証する『北4東6周辺地区市街地再開発事業南街区計画北棟』の構造方法に応じて評価する	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	北4東6周辺地区市街地再開発組合 理事長 大槻　博	北海道札幌市中央区北3条東5丁目354番2北ガス不動産ビル3階	平成29年1月10日
1387	時刻歴応答解析方法を用いて検証する『北4東6周辺地区市街地再開発事業南街区計画南棟』の構造方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	北4東6周辺地区市街地再開発組合 理事長 大槻　博	北海道札幌市中央区北3条東5丁目354番2北ガス不動産ビル3階	平成29年1月10日
1388	時刻歴応答解析方法を用いて検証する『北4東6周辺地区市街地再開発事業南街区計画南棟』の構造方法に応じて評価する	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	北4東6周辺地区市街地再開発組合 理事長 大槻　博	北海道札幌市中央区北3条東5丁目354番2北ガス不動産ビル3階	平成29年1月10日

○防衛省告示第六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一一分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月十九日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年一月二十六日から同年三月二十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒